

山口南総合センター指定管理者候補者選定結果

- 1 施設の名称 山口南総合センター
- 2 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日
- 3 指定管理者候補者選定結果
株式会社 三宅商事
代表取締役 葭谷 光哉
山口市旭通り二丁目1番34号
- 4 指定管理者候補者の概要（目的、事業内容、事業実績等）
本法人は、総合ビル管理、清掃機器及び清掃用品の販売、日用雑貨用品の販売、室内装飾用品の販売、内装の塗り替え及び塗料の販売、損害保険代理業、一般労働者派遣事業、公共の施設に関する指定管理者業などを目的として設立されている。
この目的を達成するため、設備管理、清掃、廃棄物収集運搬などの事業を行っている。
- 5 募集及び選定の経過
募集要項・仕様書の決定 令和7年7月17日（木）
受付期間 令和7年8月 1日（金）～令和7年9月19日（金）
現地説明会 令和7年8月18日（月）
質問書の受付 令和7年8月18日（月）～令和7年8月29日（金）
選定委員会によるヒアリング及び審査 令和7年10月9日（木）
- 6 指定管理者応募団体
株式会社 三宅商事
- 7 選定の方法
 - (1) 選定委員会委員
石津 美香 教育部長（委員長）
嶋壽 忠正 教育部次長
西山 貞文 教育総務課長
原田 和之 社会教育課長
宮井 浩志 山口大学経済学部教授
仲村 拓真 山口県立大学国際文化学部講師
藤井 清孝 山口市スポーツ協会副会長
 - (2) 提出書類の確認
申請団体からの提出書類については、募集要項に定める資格要件等を満たし、適正に記載されていることを確認しました。
 - (3) 申請団体ヒアリング
申請団体に対しヒアリングへの出席を求め、提案内容等についての説明及び質疑応答を行いました。
実施日 令和7年10月9日（木）
場 所 市役所201会議室
要 領 各20分間のプレゼンテーション及び質疑応答

(4) 審査内容

提案内容の審査については、各申請団体の指定申請等の提出書類及びヒアリングの内容を基に、選定委員会において、[別紙1]に掲げる審査基準及び加点基準ごとに評価を行い、次の選定基準により候補者として選定しました。

【第1選定基準】

審査基準の合計評価点の6割以上（基準点）の得点を得た団体のうち、委員ごとに審査基準と加点基準の得点を合計した結果、最も高い採点をした委員の人数が多い団体を候補者とする。

【第2選定基準】

最も高い採点をした委員数が同数となり、第1選定基準により候補者が決しない場合は、当該団体のうち合計得点の最も高い団体を候補者とする。

※ 第1選定基準を優先的に適用するため、合計得点が上回っていても候補者として選定されない場合があります。

8 選定結果

【第1審査基準】

最も高い採点をした委員の人数	株式会社三宅商事
	7

【第2審査基準】

選定基準	配点	委員数	総配点	株式会社三宅商事
利用者の公平性・平等性の確保	10	7	70	51
施設の効用の最大限の発揮	30		210	163
管理運営経費の縮減	20		140	102
指定管理料の縮減	5		35	14
管理を安定して行う人的、財政的基盤	15		105	84
利用者の安心・安全確保	15		105	71
市の施策への貢献度	15		105	81
総 計	110		770	566
基準点（評価点合計×0.6）	—	—	462	

加点基準	評価点	委員数	評価点 合計	株式会社三宅商事
障害者雇用	2	7	14	7
環境問題への配慮	1		7	7
男女共同参画	2		14	7
小 計	5		35	21
合 計	115		805	587

9 講評

山口南総合センターは、長寿社会に対応する市民の文化の向上、健康と福祉の増進及び体育の振興を図る拠点として、大きな役割を果たしています。そこで、指定管理者になろうとする団体については、施設の持っている目的や性格を踏まえ、(別紙1)指定管理者候補者選定基準に基づき検討し、審査しました。

株式会社三宅商事は、これらの審査事項について、これまでの実績・ノウハウを生かした施設管理の運営方針や、自主事業も含めた利用者の公平・平等な利用の確保、マニュアル整備による管理体制づくり、地域団体との連携の充実などの面において、高い評価となりました。

以上のような点を踏まえ、審査基準に従って株式会社三宅商事を山口南総合センター指定管理者の候補者として選定します。

別紙 1 指定管理者候補者選定基準

選 定 基 準		配点
①利用者の公平性・平等性の確保		1 0
・ 公の施設を運営するにあたっての基本的な考え方		
・ 利用者の公平・平等な利用を確保するための方策		
②施設の効用の最大限の発揮		3 0
・ 施設管理の運営方針		
・ 利用促進に向けた方策		
・ 利用者ニーズの把握とサービス向上のための方策		
・ 苦情対応のための方策		
③管理運営経費の縮減		2 0
・ 施設維持管理のための方策		
・ 施設修繕に対する方針及び対応		
・ 効率的・経済的な施設管理		
・ 収支予算書の妥当性		
④指定管理料の縮減		5
・ 指定管理料の縮減		
⑤管理を安定して行う人的、財政的基盤		1 5
・ 適切に行える職員体制		
・ 職員の指導育成・研修体制		
・ 安定した管理を行うための財政的基盤		
⑥利用者の安心・安全確保		1 5
・ 危機管理・安全管理体制		
・ 個人情報の取扱いの方針及び具体的手法		
⑦市の施策への貢献度		1 5
・ 地域団体等との連携		
・ 市の施策に配慮した事業活動の提案及び実績		
合 計		1 1 0
加 点 基 準		配 点
○障がい者雇用（配点2点） 障害者雇用率が以下の場合に加点		2
i 民間企業		
2. 5 %を超えて3. 7 5 %未満		
3. 7 5 %以上		
ii 公庫・公団等の特殊法人等		
2. 8 %超えて4. 2 %未満		
4. 2 %以上		

● 環境問題への配慮 ISO14001若しくはISO14005又はエコアクション21を取得している場合は1点	1
● 男女共同参画 以下の要件を満たしている場合は加点 i やまぐち男女共同参画推進事業者に登録されている場合は1点 ii 常時雇用する労働者の数が100人以下の団体 次世代育成支援対策推進法又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律いずれかに基づく一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣に届け出ている場合は1点 iii 常時雇用する労働者の数が101人以上の団体 次世代育成支援対策推進法又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく、くるみん認定若しくはえるぼし認定を受けている場合は1点	2
合 計	115